



PwCベトナムニュースブリーフ

移転価格 - 政令132/2020/ND-CPの
修正・補足に関する政令案

ご一読ください

政令132/2020/ND-CPの修正・補足に関する政令案

2024年7月5日、財務省は、政令132に含まれる移転価格規則の一部の修正・補足に関する政令案を公開しました。現在、政令案は、様々な政府部門および広範なビジネスコミュニティからコメントを募集する目的で、公開されています。アップデートがあり次第、改めてお知らせします。



政令132の修正・補足に関する政令案

主なポイント

- ・ 政令案では、関連当事者の定義は信用機関法の変更に合わせて拡大されます。信用機関では、定款資本所有率 20%が適用されます。
- ・ 政令案では、関連当事者の定義を、信用機関法で新たに導入された信用機関の関連会社も含めるように拡大されます。
- ・ 政令案では、第三者の貸手または保証人が関連当事者と見なされる適用を制限しています。貸手、保証人、信用機関は、借手の「経営、支配、または資本拠出」に参加していない場合、関連当事者として分類されません。この改正は、商業銀行からのみ借り入れているが、以前は EBITDA上限ルールの対象となっていた納税者の懸念に対処することを目的としています。
- ・ 政令案では、第三者の貸手または保証人を対象とする関連当事者の定義の変更により、政令が発効されることで、納税者が EBITDA 上限ルールの対象ではなくなる場合、控除対象外の利息費用の繰り越しが制限されることに注意する必要があります。具体的には、前年度の EBITDA 上限ルールによる控除対象外の利息費用は繰り越されません。
- ・ 政令案第21条は、税務当局の要請に応じて、信用機関の関連者およびその関連会社に関する情報を提供するという、ベトナム国家銀行の責任の範囲を広げています。
- ・ 政令によって発効される変更事項を反映するために、移転価格申告書の付録 I の修正が提案されています。
- ・ 政令が確定すると、2024年度以降の法人所得税申告に適用されます。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



塚本 裕之 / Hiroyuki
Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



©2024 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.